

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	タービン抽気逆止弁（1C）開閉確認テストにおいて、中間開度位置にて緑ランプの点灯不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファン暖房用加熱蒸気入口流量制御弁のグラウンド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	タービン建屋地階非常用ディーゼル発電機A・B室連絡扉に開閉不良（がたつき）が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
4	4号機	原子炉格納容器機器ドレンサンプ水位記録計点検において、デジタル値表示画面取付部の部品（ピン）に折損が認められたため、当該部品を交換	D	
5	4号機	高圧注水系ポンプ駆動用タービン振動記録計点検において、内部部品（ギア）の緩みによる動作不良が認められたため、当該部品を交換	D	
6	4号機	非常用ガス処理系放射線モニタ記録計（904）点検において、内部部品（ギア）の緩みによる動作不良が認められたため、当該部品を交換	D	
7	4号機	気体廃棄物処理系活性炭吸着塔入口排ガス放射線モニタ記録計点検において、内部部品（ギア）の緩みによる動作不良が認められたため、当該部品を交換	D	
8	4号機	タービン建屋換気空調系放射線モニタ記録計点検において、デジタル値表示画面取付部の部品（ピン）に折損が認められたため、当該部品を交換	D	
9	4号機	廃棄物処理建屋給気ファン暖房用加熱蒸気入口配管ドレントラップ後弁付近より水の滴下（1滴/2秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	廃棄物処理建屋2階電気品室床ドレンファンネルより廃液の逆流による溢水（1リットル未満）が認められたため、対応検討	C	
11	5号機	所内ボイラ（B）缶水サンプリング弁に弁棒の曲りが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	5号機	廃棄物処理建屋地階床ドレンファンネル（1箇所）下流の排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	C	
13	6号機	非常用ガス処理系試料採取用ラック内フィルタホルダの留め金具に固着が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	原子炉建屋機密性能検査において、検査要領書記載の確認対象機器番号等に誤記が認められたため、誤記訂正後、検査を再開	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで